

免許証のコピー欄		申請日	年	月	日	
表	ここに免許証の表面を貼る (顔写真は鮮明にコピーしてください)	ふりがな				
		氏名				
		生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日
		連絡先 電話番号	自宅・携帯・勤務先 — —	(太線枠内のみ記入してください)		
裏	確認	免許証 有効期間 の末日	令和 2年	月	日	
ここに免許証の裏面を貼る 備考欄シールが複数枚ある場合はそれぞれ をコピーし、重ならないように貼る		(この欄は記入しないでください)				

## 注 意 事 項

- 1 運転免許証裏面備考欄へのシール貼付がなされるまで、運転及び更新可能期間の延長手続は完了していませんので、免許証券面の有効期間満了日以降は、自動車等の運転はしないでください。  
また、シールに記載された日までに更新を行わなかった場合、運転免許は失効しますので注意してください。
- 2 後日、山形県総合交通安全センター等において更新手続を実施する場合は、通常の手続をおこなってください。  
本来の更新期間よりも前に更新手続を行った場合は、期間前更新の手続となり有効期間が短くなります。
- 3 この延長措置により、道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条の4第1項及び第2項において規定される高齢者講習及び認知機能検査の受講・受検可能期間の末日も、裏面備考欄に記載された運転及び免許証の更新が可能な期間の末日となります。